参考様式第31

特定供給設備の位置及び構造等の明細書

1. 設置の理由
2. 特定供給設備の設置先名称及び所在地

設置先名称：

所在地：

1. 特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

（液化石油ガス法施行規則第53条各号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 第53条  第１号 | 貯蔵設備の基準 |  |
| 1. 設備距離 2. 貯蔵能力　＿＿＿＿＿×＿＿＿＿＿＝＿＿＿＿＿ 3. 設備距離  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 保安物件 | 設備距離 | 実測距離 | 対象物件 | | 第１種保安物件 |  |  |  | | 第２種保安物件 |  |  |  |  1. 設備距離の不足に対する障壁の必要性［有・無］ |  |
| 1. 障壁 2. 障壁の構造 3. 材料 4. 寸法　（高さ）＿＿＿　（厚さ）＿＿＿＿ 5. 配筋　＿＿＿＿＿　間隔　（縦）＿＿＿　（横）＿＿＿＿ 6. 扉の構造 7. 材料 8. 寸法　（厚さ）＿＿＿　（高さ）＿＿＿　（幅）＿＿＿ 9. 補強 |  |
|  | 1. 火気取扱施設距離等 2. 火気取扱施設の種類 3. 火気取扱施設までの距離＿＿＿＿＿ｍ 4. 火気取扱施設までの距離が８ｍ以内の場合の障壁［有・無］ 5. 材料 6. 高さ 7. 迂回水平距離 |  |
| 1. 滞留防止措置 2. 容器置場面積 3. 法定換気口面積　＿＿＿＿×300㎠/㎡＝＿＿＿＿＿（A） 4. 換気口面積   開口部面積　（縦）＿＿＿×（横）＿＿＿×＿＿か所＝＿＿＿＿＿  鉄筋断面積　＿＿＿×＿＿＿×＿＿＿本×＿＿＿か所＝＿＿＿＿＿  実際換気口面積　＿＿＿×＿＿＿＝＿＿＿＿（B）　（B）＞（A） |  |
| 1. さく、へい等の設置状況 |  |
| 1. 警戒標 2. 掲示位置 3. 表示内容 4. 販売所から50m以上離れた貯蔵施設は2のほか、次の事項を表示した標識を掲げる。 5. 販売所の名称及び所在地 6. 貯蔵施設等の管理者の氏名 7. 貯蔵施設等の管理者の電話番号 |  |
| 1. 消火設備 2. 型式　　　　　　　　　　能力単位 3. 個数 4. 設置場所 |  |
| 1. 屋根材等   屋根組及び材料 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 1. 転落転倒防止措置 |  |
| 1. 腐食防止措置 |  |
| 第２号 | 貯槽該当なし |  |
| 第３号 | 容器交換時の供給中断防止措置 |  |
| 第４号 | 第18条第４号から第８号まで、第10号及び19号から第21号までの基準 |  |
| 第18条  第４号 | 貯蔵設備、調整器等の選定  一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものを設置する。 |  |
| 第５号 | バルブ、集合装置、供給管及びガス栓は、支障のある腐食、割れ等の欠陥がないこと。 |  |
| 第６号 | バルブ、集合装置及び供給管の材料は、腐食を防止する措置を講じること。 |  |
| 第７号 | バルブ、集合装置及び供給管の材料は適切なものであること。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第８号 | 集合装置及び供給管に関する基準 |  |
| 1. 高圧部の耐圧試験   充てん容器等と調整器の間に設置される管は2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用すること。   1. 低圧部の耐圧試験   調整器とガスメーターの間に設置される管は0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用すること。   1. 中圧部の耐圧試験   ２段式減圧用１次側調整器と２次側調整器の間に設置される管は0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用すること。   1. 引張試験   充てん容器等と集合装置に係る集合管を接続する管は、接続状態で１kN  以上の引張試験に合格するものを使用すること。 |
| 第10号 | バルブ、集合装置、気化装置及び供給管は、漏洩試験に合格するものを使用すること。 |  |
| 第19条 | 気化装置に関する基準 |  |
| 1. 腐食、欠陥のないものを使用すること。 2. 2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用すること。 3. 直火で液化石油ガスを加熱する構造でないこと。 4. 液状の液化石油ガスの流出を防止する措置を講ずること。 5. 温水により液化石油ガスを加熱する構造のものは温水部に凍結を防止するための措置を講ずること。   ※気化装置のメーカー、型式、処理能力 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第20号 | 調整器に関する基準 |  |
|  | 1. 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。 2. 耐圧、気密試験 3. ２段式減圧用２次側のものを除く調整器   耐圧試験　2.6MPa以上　　気密試験　1.56MPa以上   1. ２段式減圧用２次側の調整器   耐圧試験　0.8MPa以上　　気密試験　0.15MPa以上   1. 調整圧力、閉そく圧力（２段式減圧用１次側のものを除く。） 2. 生活用の調整器   調整圧力　2.6kPa～3.3kPa　　閉そく圧力　3.5kPa以下   1. 生活用以外の調整器   調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用すること  ※調整器の種類、メーカー、型式、容量 |
| 第21号 | 地下室等に係る供給管の緊急遮断装置 |  |